

在宅時医学総合管理料及び 施設入居時等医学総合管理料

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長等に届け出た保険医療機関において、在宅での療養を行っている患者（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホームその他入居している施設において療養を行っている患者様（以下「施設入居者等」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合に、訪問回数及び単一建物診療患者の人数に従い、所定点数を月1回に限り算定するものです。

また、緊急時の連絡体制及び24時間往診・訪問看護ができる体制等を確保しています。

当院では上記内容に沿って届出を行っており、訪問診療を行うにあたり管理料を月1回算定いたします。